

○特許庁告示第一号
工業所有権に関する
き登録調査機関とし
地を変更する届出が
づき、次のとおり公

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第6号	株式会社AIRI	(本社) 東京都港区芝四丁目4番10号 (目黒支所)
第15号		東京都品川区上大崎三丁目3番1号 (六本木支所)
第23号		東京都港区六本木二丁目1番13号 (横浜支所)
第25号		神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目6番地1 (関西支社 京都事務所)
第36号		京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町 361番1
第42号		京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町 358番地 (関西支社 大阪事務所)
第46号		大阪府大阪市中央区北浜2丁目2番22号 (中部支社)
第56号		愛知県名古屋市中村区並木2丁目182番地

さ 次のとおり公示する

平成三十一年一月四日
国土交通大臣 石井 啓一
新潟県樋田地すべり防止区域

○国土交通省告示第二号	字樋田	八二七三番五 八二六七番二 八二六六番七 八〇九七番三 九号
地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号) 第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり 防止区域に指定する。	新潟県上越市立区赤野俣 字清水水ジリ	平成三十一年一月四日
一 新潟県上の山地すべり防止区域	国土交通大臣 石井 啓一	八二七三番五 八二六七番二 八二六六番七 八〇九七番三 九号
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号 で順次結んだ線、標柱六号と七号を二級河 名立川左岸の河川区域の境界線に沿つて結ん 線、標柱七号から十三号まで順次結んだ線 び標柱二号と十三号を結んだ線に囲まれた区	新潟県上越市立区赤野俣 字清水水ジリ	六五一番 六四九番 六五一番 三号
一 一 一 一	五八五番一 地先道路敷 二号	六六 六五 六四 六三

新潟県上越市名立字上川原	字外十管平	字西ノ脇道上	地先道路敷四	一三三〇番四
宇前ノ原	字南ノ原	字十管平	一六二四番一	三九三七番一
字梨平	字池ノ平	字宮ノ谷	一六二三番三	三九四二番二
一四七番	一四五番一	一五四五番二	一五四七番四	一五四七番四
二一二番一	二三四六番一	一三七二番一	一四〇七番一	一四〇七番一
三四〇番	三三三番	一三五二番六	一三七二番二	一三九四番
六号	五号	二号	一十六号	十二号
四号	三号	十八号	一十五号	九号
二号	二号	十七号	十四号	八号

○国土交通省告示第五号
地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三千号)
第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり
防止区域に指定する。

平成三十一年一月四日

一 和歌山県吹井一地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号ま
でを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ
線に囲まれた区域

和歌山県日高郡由良町大字吹井
字勢イ谷 八四六番七 一號

標柱七号から九四度五分九秒
三六一・六一六メートルの地点 八号
二八一・九七一メートルの地点 九号

標柱八号から一四〇度四五分三八秒
二八一・九七一メートルの地点 八号
標柱六号から六度五分三〇秒
三六一・六一六メートルの地点 九号

字白山	字上川原	字長尾尻	字長尾	二〇五三番	六八〇番四
二六七番一	二六七番一	一九六八番	一九六八番	六号	四号
字コヤ谷	字山サカイ	一四五六番	一四五三番	二〇五三番	六七七番一
字外平	字ヲモロ	一五三九番	一四三一番	八号	六八〇番四
		一六二九番	一四三一番	九号	四号
		一六四〇番	一六四〇番	十二号	六号
		十三号	十三号		
○国土交通省告示第三号					
地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)による 第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり 防止区域に指定する。					
平成三十一年一月四日					
一 新潟県十菅平地すべり防止区域	国土交通大臣 石井 啓一				
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を二 級河川名立川左岸の河川区域の境界線に沿つて 結んだ線、標柱三号から九号までを順次結んだ 線、標柱九号と十号を上越糸魚川自転車道線の 官民地境界線に沿つて結んだ線、標柱十号と十 一号を結んだ線、標柱十一号と十二号を上越市 道十菅平線の官民地境界線に沿つて結んだ線、 標柱十二号から十八号までを順次結んだ線及び 標柱一号と十八号を順次結んだ線に囲まれた区					

○国土交通省告示第四号 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号) 第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり 防止区域に指定する。
平成三十一年一月四日
国土交通大臣　　石井 啓一
和歌山県下鞆瀬地すべり防止区域
和歌山県紀の川市大字下鞆瀬字畑野九一五番 一地内四等三角点畑野を基準点とし、次に掲げ る土地に存する標柱一号から九号までを順次結 んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれ た区域
基準点から二六度四八分五八秒
七二四・〇九五メートルの地点
一号
標柱一号から二三〇五度二七分五九秒
一〇二・一二八メートルの地点
二号
標柱二号から二七七度九分四一秒
三〇一・二七八メートルの地点
三号
標柱三号から二三〇六度一二分一四秒
一九五・六〇八メートルの地点
四号
標柱四号から二六三度五三分九秒
八三・四五七メートルの地点
五号
標柱五号から三四四六度三分二四秒
三六三・七一メートルの地点
六号